

# 所得税・復興特別所得税の確定申告 市・道民税の申告を受け付けます

問い合わせ  
税務グループ  
(☎ 1155)

## ●市内の受付場所・受付期間

場 所	受付期間
①アーニス 2階	1月28日(火)～3月17日(月)の平日 ※③、④の開設日を除く。 10時～12時15分、13時30分～16時 ※3月17日(月)は10時～12時15分。
②税務グループ (市役所1階6番窓口)	3月2日(日) 9時～11時30分、13時～15時30分
③ヌブル	2月25日(火)・26日(水) 9時～11時30分、13時～16時
④鷺別コミュニティセンター	3月3日(月)・4日(火) 9時～11時30分、13時～16時

※紙の確定申告書は受け付けません。

## ●申告に必要なもの

対象	必要なもの	対象	必要なもの
共 通	①利用者識別番号が分かるもの(税務署からの『確定申告のお知らせ』の通知や識別番号を取得した際の書類など) ②令和6年中の収入金額を証明する書類(『給与所得の源泉徴収票』や『公的年金等の源泉徴収票』など) ③マイナンバーカードまたは番号確認書類と身元確認書類 ④申告者名義の預貯金口座が分かるもの(還付金が発生する方のみ)	障害者控除	障害者手帳など
		配偶者(特別)控除	配偶者の収入が分かるもの
		医療費控除	医療費控除の明細書 明細書は事前に作成しお持ちください。未作成の場合、申告は受け付けません。 ①医療費通知(医療費のお知らせ)を基に作成する場合 →通知書の添付が必要 ②医療費の領収書を用いて作成する場合 →受診者、病院や薬局ごとにまとめて記入 ※申告時に領収書の添付や提示は不要ですが税務署から提示・提出を求められることがあります。5年間保管してください。
社会保険料控除	健康保険、任意継続、国民年金、介護保険などの領収書や証明書		
生命保険料控除 地震保険料控除	各保険料控除証明書		

☑申告には『利用者識別番号』が必要です  
過去の確定申告で識別番号を取得した方  
→ 同じ番号を使います。再度の取得は不要です。

識別番号をお持ちでない方  
→ 取得手続きのため、当日の待ち時間が長くなります。

※『利用者識別番号』は、国税庁ウェブサイトから取得できます。  
詳しくは室蘭税務署(☎24 ▲国税庁ウェブサイト 151)にお問い合わせください。



## 市の会場で受け付けない申告

●青色申告や損失申告●農業・漁業・山林による収入があるもの●土地や建物、株式の譲渡による収入があるもの●住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の初回の申告をするもの●更正の請求や修正申告●確定申告書に受付印の押印が必要な申告●申告内容に税務署の判断が必要と市職員が判断したもの

## 室蘭税務署で申告してください

場 所	受付期間
室蘭税務署 (室蘭市入江町1-13)	2月17日(月)～3月17日(月) の平日9時～16時

※申告には『入場整理券』が必要です。当日会場で受け取るか、国税庁LINE公式アカウントで事前発行を受けてください。

※スマートフォンを持参した方には、会場でスマートフォンを使用した申告をお願いしています。



▲国税庁LINEアカウント

室蘭・登別で解体工事・産業廃棄物処理などを行う建設会社です

# EJIRI

株式会社 江尻建設  
http://www.ejiri-kensetsu.jp/

【本社】室蘭市東町5丁目17番10号 TEL.0143-43-0032  
【登別事業所】登別市大和町2丁目17番地2 TEL.0143-83-5123

作業員 募集 集中  
安定の業務量で働きやすい環境  
未経験でもOK! 資格支援制度あり! 各手当も充実!  
お問い合わせはTEL(0143)43-0032

## 胆振から日本を元気に!

各種無料相談(平日・土曜)・出張相談を承ります。

- 離婚 ●相続・遺言 ●交通事故 ●刑事弁護
- 犯罪被害者支援 ●債務整理・過払金回収

弁護士 北海道みらい法律事務所  
相談は要予約 ☎0143-83-6669

代表弁護士 増川 拓 (札幌弁護士会) 弁護士 菊地 俊邦 (札幌弁護士会) 弁護士 葛生 翔 (札幌弁護士会)

室蘭市東町2-27-4 セミナービル3階(東室蘭駅東口より徒歩1分・東室蘭郵便局となり) P有  
http://www.hokkaido-mirai.com/